

## 経済学研究科教授 小西 砂千夫

地方自治法施行 60 周年を記念して、『地方行政』（722 号、2008 年 1 月号、総務省自治行政局編集）は巻頭論文を掲載しているが、松本英昭「地方公共団体にかかる制度の改革に関する若干の考察」のなかで、今後の小規模町村のあり方について衝撃的な指摘を行っている。第 27 次地方制度調査会では平成 14 年 10 月にいわゆる西尾私案が問題提起され、基礎自治体のあり方について議論されたが成案化されることはなく、第 28 次地方制度調査会では道州制こそ検討されたものの小規模町村のあり方は取り上げられず、現在の第 29 次に持ち越された形である。

合併特例法は 1999 年の地方分権一括法のなかで推進の方向に大きく方向を転換し、その方向を引き継いだ現行法の期限が 2010 年 3 月で期限切れとなる。西尾私案の西尾勝東京大学名誉教授は、それをもって政府をあげて市町村合併を推進する方向から転じるべきであるとしている。西尾私案には都道府県が小規模町村を補完する「事務配分特例方式」と、小規模町村が規模の大きな都市の内部団体に包摂される「内部団体移行方式」の 2 つがある。ちなみに、福田内閣において進められている地域活性化の方策のひとつに定住自立圏構想の具体化があり、2008 年 6 月の研究会報告では小規模町村と地域の核となる都市との間の協定によってまちづくりの機能分担を行うという構想がまとめられている。同構想は地域活性化策であるが、西尾私案と矛盾のない形で構想された案である点が注目される、

そうした状況で、上記の松本論文は、事務配分特例方式を否定するとともに、わが国の基礎自治体に期待されている実体的意義や法的意義を鑑みれば「現在の小規模町村が基礎自治体に期待されているかなりの

事務を処理できなくなっている場合、そうした小規模町村は、実体的な意義においても、基礎自治体の性格を失いつつあるか、又は失っていると受け止めざるを得ないのではないか」とし、合併ができない自治体においては基礎自治体を維持できない状況の下では、「小規模町村としての存在を残しつつ、基礎自治体としては、周辺市町村に包括されることとなるという制度」の実現を図るべきであるとしている。こうした指摘は、今後の基礎自治体改革において相当大きな影響を与えるものである考えられる。

地方税の課税自主権について 2 つの注目すべき論考がある。ひとつは、青木宗明「地方税財源をめぐる表層的な議論と理論的整理の必要性—分権改革の推進に向けた課税自主権の再検討」『税』（2008 年 1 月号）であり、いわゆる「ふるさと納税」のような格差是正に向けての方策を講じる動きに対して、あるべき課税自主権の確立という方向でアプローチし、地方税のあるべき要件を丁寧に検討している。またそれらを通じて、近年、地方税財政制度に対して安直な議論が横行している状況を手厳しく批判している。

もうひとつの高野幸大「分権改革の推進に伴う課税自主権の拡大と租税法律主義をめぐる課題—地方税法と税条例の法体系における位置づけを中心として」『税』（2008 年 2 月号）である。高野論文は、地方公共団体の課税権の法的な枠組みについて論究し、「地方税において租税条例主義が重視されるべきであるとしても、そのことにより、同一の税目について地方公共団体ごとに過度の不均衡が生じることは望ましいことではない」としている。